

【論点⑥】兼業規制に係る適用除外基準

**【論点⑦】区分会計、情報遮断等の行為規制
の適用の在り方**

(参考) 配電事業の中立性の確保について

- 一般送配電事業者には、送配電事業の公平性・透明性のため、情報の目的外利用の禁止や差別的取扱いの禁止などの行為規制が課されるとともに、一般送配電事業に係る会計の整理等（会計分離）が求められている。
- また、一層の中立性を確保する観点から、小売電気事業や発電事業等との兼業規制が課されており、兼業については、「その供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない」とされている。
- 配電事業者においても、配電部門の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様に、原則としてこうした行為規制や兼業規制が課されている。

(参考) 改正電気事業法 一般送配電事業者の禁止行為等・兼業の制限等

(兼業の制限等)

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第一百七條の二第四号において同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）、発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

(参考) 改正電気事業法 一般送配電事業者の禁止行為等・兼業の制限等

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること
- 2 一般送配電事業者は、通常取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業者又は特定卸供給事業者の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(参考) 改正電気事業法 配電事業者の準用規定

(準用)

第二十七条の十二の十三 第六条の二、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二条から第二十三条の三まで、第二十三条(第四項を除く。)、第二十三条の二から第二十六条の三まで、第二十七条第一項、第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、配電事業者に準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条第二項第六号」とあるのは「第二十七条の十二の五第二項第六号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七条の十二の五第二項第二号から第四号まで」と、第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条の十二の四」と、第二十二条第一項、第二十三条第二項並びに第二十三条第一項第二号及び第三項中「変電、送電」とあるのは「変電」と、第二十二条の二第二項中「送電用及び配電用」とあるのは「配電用」と、同条第三項第一号中「及び第二十三条第二項から第五項まで」とあるのは「並びに第二十三条第二項、第三項及び第五項」と、第二十三条第二項中「一般送配電事業者の特定関係事業者等」とあるのは「配電事業者の特定関係事業者等」と、第二十三条の三第一項第一号中「、第四項本文若しくは」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

兼業規制の適用除外基準

- 電気事業法では、配電事業者の「電気工作物の総体としての規模」や「その供給区域の自然的社会的条件等」を勘案して、「その供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」と国が認めた場合に、小売電気事業や発電事業等との兼業を認可する仕組みとなっている。
- 論点②における、「配電事業者が果たすことが期待される役割・効果」を発揮する上で、電気の使用者の利益の確保の観点から、必要な場合には、配電事業者が、小売電気事業や発電事業等と兼業できるようにすることが望ましいと考えられる。
- このため、配電事業者の兼業に当たっては、次頁の①及び②の観点から、審査を行うこととしてはどうか。また、他に考慮すべき点はあるか。

兼業規制の適用除外基準（続き）

① 電気工作物の総体としての規模

規模が小さい事業者では、小売電気事業や発電事業等との兼業を認めないことで、かえって事業効率性を失わせる可能性がある。このため、兼業を認めることが、「その供給区域内の電気の使用者の利益」となると考えられる。

この規模の判断については、新規参入者への予見性確保の観点から、規模の基準の明確化が望ましい一方、実態に応じて状況が異なる場合も想定される。

このため、一定の規模の基準を設け、基準を下回る場合には、「電気工作物の総体としての規模」要件を満たすこととし、基準を超える場合には、事業目的や実態に応じて判断するといった運用が考えられるがどうか。

(参考) 規模の基準の例として、以下のようなものがある。

- ・ 我が国のガス事業者の「法的分離」の対象は、「導管の総延長が二万六千キロメートル」以上であることなどが要件とされている。
- ・ EU電力自由化指令では、接続需要家数10万軒以上の事業者に対して、配電と小売・発電の分離が義務づけられている。

② 供給区域の自然的社会的条件等

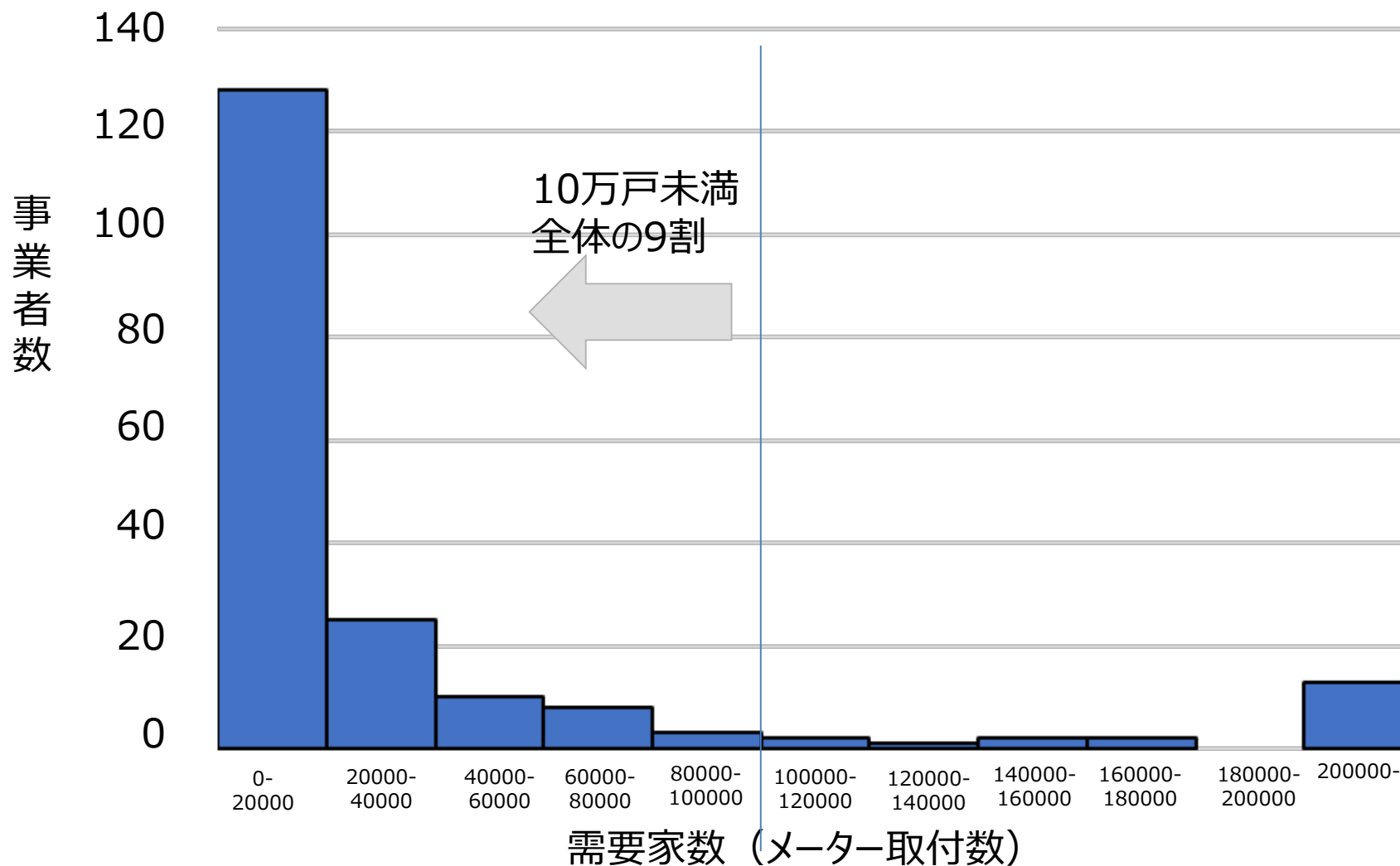
配電事業者が、小売電気事業や発電事業等を兼業し、災害時に配電網を独立運用すること等は、小売電気事業や発電事業の継続等に繋がり、レジリエンス強化や安定供給性の向上に資することが考えられる。

また、再エネの導入量の多い地域やそのポテンシャルの高い地域、自治体や住民等が再エネの地産地消推進の方針を掲げる地域等においては、配電事業者の参入により、その地域の再エネの地産地消等が進むことも考えられる。更に、AI・IoTによる高度な配電NW運用による電力システムの効率化も期待できる。このため、これらは「その供給区域内の電気の使用者の利益」となると考えられるがどうか。

(参考) 一般ガス導管事業における兼業

- 兼業が認められている一般ガス導管事業者のうち、9割が10万戸未満となっている。

兼業が認められている一般ガス導管事業者数と需要家数（メーター取付数）の関係（2020年3月時点）



(参考) ガス事業者の「法的分離」の対象

<ガスシステム改革小委員会報告書(2015年1月)より抜粋>

②対象となる事業者の基準

仮に「法的分離」を選択する場合の対象事業者については、将来も見据えどのような事業者が対象となるべきか基準を明確にすべきとの意見があった。

現在、一般ガス事業者は200を超え、その大宗は中小事業者である。また、電気事業者と比較すると、ほとんどの事業者は一般電気事業者より規模が小さい。一方、我が国の都市ガス事業の特徴として、ガス導管網はLNG受入基地等を起点として整備されてきたが、複数のLNG基地が接続するような相当規模の導管網においては、それぞれのLNG基地からの送出し方に差が生じるおそれがある。実際、そうした導管網では自由化された大口市場に新規事業者の参入や託送供給実績があり、利用の在り方について新規参入者から様々な要望が寄せられている。

以上を踏まえ、仮に「法的分離」を選択する場合の対象事業者は、

(ア) 導管の総延長数が全国シェアで概ね1割以上であること、

(イ) 保有する導管に複数の事業者のLNG基地が接続していること、

のいずれも満たす者とするのが適当である。

ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

(兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者の導管の規模等)

第五条 法第五十四条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千キロメートルであることとする。

2 法第五十四条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 一般ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等(法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下同じ。)が接続されていること。

二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

(兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者の導管の規模等)

第六条 法第八十条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千キロメートルであることとする。

2 法第八十条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等が接続されていること。

二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

一般送配電事業者自身による配電事業の実施と兼業規制

- 論点②における、「配電事業者が果たすことが期待される役割・効果」の議論のとおり、配電事業ライセンスの活用により、特定の地域の①供給安定性・レジリエンス向上、②電力システムの効率化、③再エネ等の分散電源の導入促進、④地域サービスの向上などの効果が期待されている。
- これらの効果が期待される配電事業の担い手としては、地域新電力や他産業からの参入等に限らず、地域の要請等に応じ、一般送配電事業者自身が特定の地域で配電事業に参入することも考えられる。
- 一般送配電事業者自身が配電事業に参入する場合は、小売電気事業や発電事業等との兼業は、「兼業規制の適用除外基準」(P.25,26)を踏まえつつ、個別の目的や実態に応じて判断することとなるが、兼業を認可すると、送配電部門の中立性を確保する発送電分離の趣旨が損なわれるおそれがあるため、沖縄電力以外は発送電の法的分離が実施されていることを踏まえて、判断するべきではないか。

一般送配電事業者の子会社等による配電事業の実施と兼業規制

- 一般送配電事業者の子会社 (注) や親会社、当該親会社の子会社等(当該一般送配電事業者を除く。以下、「子会社等」という。)による、配電事業への参入も考えられる。

(注) 電気事業法における子会社は、会社法の子会社の定義に従うこととされている。具体的には、一般送配電事業者が当該子会社の株式の議決権の50%超を有している場合等がこの定義に当てはまる。

- このような場合、配電事業者だけでなく、一般送配電事業者にとっての中立性確保の観点への配慮が必要となることも考えられることから、次回以降、様々な参入ケースごとに、更に整理を行うこととしてはどうか。
- また、一般送配電事業者の出資比率が一定以下である等、子会社等に当たらない場合は、論点⑥における「兼業規制の適用除外基準」と同様の考え方で判断することとしてはどうか。

行為規制の適用の在り方

- 配電事業者には、一般送配電事業者と同様に情報の適正な管理等のための体制整備義務や、特定関係事業者との間での兼職・業務受委託の原則禁止等の行為規制が課されている。その趣旨は、一般送配電事業者同様にネットワーク事業を担う配電事業者の中立性の確保による、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためである。
- そのため、配電事業者に係る行為規制の詳細については、基本的には一般送配電事業者での整理を踏襲しつつ、他方で、配電事業には、中小事業者等の参入も考えられることから、配電事業に参入する事業者の事情を踏まえた議論が必要となるのではないか。

<検討すべき項目例>

- 配電事業には比較的小規模な事業者の参入が想定されること、一般送配電事業者同様の体制整備義務をそのまま適用した場合、小売・発電部門等との執務室の分離やシステムの論理的分割等の項目は、相当の費用が生じ、小規模な事業者においては需要家当たりの負担が大きくなると考えられること、中立性確保の必要性は需要家数が多い事業者ほど高いと考えられることから、当該規定の適用有無の整理。
 - 配電事業者の特定関係事業者たる一般送配電事業者の一部業務を委託する場合の整理。（例：配電事業者の親会社が一般送配電事業者であり、小売・発電事業等を兼業している場合等に、当該一般送配電事業者は配電事業者の特定関係事業者に該当）
- 今後、その詳細は電力・ガス取引監視等委員会にて議論することとしてはどうか。

(参考) 一般送配電事業者に課されている行為規制

1. 情報の適正な管理のための体制整備等

- (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

- (1) 社名
- (2) 商標
- (3) 広告・宣伝等

3. 業務の受委託等に関する規律

- (1) 例外として許容される業務委託の内容 (送配電→発電・小売電気等)
- (2) 例外として許容される業務受託の内容 (発電・小売電気→送配電)
- (3) 公募せずに委託できる最終保障供給および離島供給の業務

4. グループ内での取引に関する規律

- (1) 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- (2) 規制の対象となる一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

5. 兼職 (取締役等及び従業者) に関する規律

- (1) 取締役等の兼職禁止の例外
- (2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲
- (3) 事業者の説明責任について